

学校法人越原学園 改善・再発防止計画【公表版】

理事長声明

本法人において発生した不正事案により、学生・保護者・卒業生をはじめ、多くの関係者の皆様、並びに文部科学省及び社会の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことについて、法人を代表して深くお詫び申し上げます。

本事案は、単なる個人の不正行為に留まるものではなく、法人ガバナンス及び内部統制の脆弱性、さらには監督・牽制機能の不十分さが背景となって発生した重大な問題であると認識しております。本法人は、第三者委員会から示された提言を真摯に受け止め、令和8年4月24日開催の理事会において、提言内容を全面的に受け入れることを決定いたしました。現在、本法人では、理事会運営、監査体制、内部統制、決裁制度、評議員会機能、コンプライアンス体制等について抜本的な見直しを進めております。

本改善・再発防止計画は、単なる規程整備に留まるものではなく、透明性、公正性及び説明責任を重視した学校法人運営へ転換するための改革であります。今後、本法人は、教育機関としての公共性と社会的責任を改めて深く自覚し、役員及び教職員が一丸となって信頼回復に取り組むとともに、継続的なガバナンス改革を断行してまいります。

令和8年7月15日

学校法人越原学園

理事長 鈴木 文悟

目次

第1章 改善・再発防止計画策定の背景	4
第2章 改善・再発防止計画の基本方針	6
第3章 改善・再発防止の施策と実施スケジュール	7
1. 権限一極集中の防止	7
(1) 主要役職に係る兼任制限	7
(2) 決裁過程におけるチェック機能の強化	7
(3) 組織体制の改善（業務の属人化の防止）	7
2. 理事会の審議能力強化と監督体制の充実	7
(1) 上程前の検討やチェック体制の強化	7
(2) 理事会運営の透明性と実効性の強化	8
(3) 理事の選任基準の明確化及び選任プロセスの透明化	8
(4) 理事会に対する適時・適切な情報開示	8
(5) 理事会の実効性の評価	8
3. 監事と内部監査室による監査の充実化	8
(1) 十分な情報提供体制の整備	8
(2) リスクアプローチに基づく監査計画の策定と段階的实施	9
(3) 常勤監事に代わる内部監査室による補完体制の構築	9
4. 評議員会による監督機能の充実	9
5. コンプライアンス意識の醸成	9
(1) 役員の意識改革	9
(2) 教職員の意識改革	9
(3) コンプライアンス意識調査の実施	10
6. 教職員の心理的安全性の向上	10
7. 学内外に対する情報発信力の強化	10
(1) ホームページを通じた適時の情報発信	10
(2) 法人内への説明会の開催	10
8. 内部通報制度の実効化	10
第4章 前理事長及び理事・監事・評議員の管理・監督責任への対応	11
1. 基本方針	11
2. 今後の計画	11
第5章 収益事業に関する計画	12
第6章 総括	13

第1章 改善・再発防止計画策定の背景

本法人において発生した一連の不正事案は、特定個人への過度な権限集中と、これを監督・牽制すべき理事会、評議員会及び監事機能の不十分さなどガバナンス機能不全に起因する極めて重大な事案であった。本法人は、令和7年度にガバナンス改善室を設置し、内部調査及びガバナンス・コードに基づく点検を実施した。その結果、ガバナンス機能不全の改善における課題領域を図1の通り整理した。これを踏まえ、本法人は令和7年度末までに主要規程の見直しを進め、権限及び決裁体系を整理するとともに、ガバナンス体制を見直し、組織体制の再編を実施した。また、理事長をはじめとする主要役職者の見直しを行うとともに、起案・決裁フロー等の業務プロセスの適正化を進めた。

他方で、第三者委員会による調査でも、ガバナンス機能不全に陥っていたことが指摘され、改善・再発防止策と当時の理事、評議員及び監事の監督責任の明確化を提言された。本法人は、令和8年4月24日開催の理事会で、第三者委員会からの提言を全面的に受け入れることを決定し、改善・再発防止計画策定のため、改善・再発防止計画策定タスクフォースを設置した。改善・再発防止計画策定タスクフォースは、これまでの取組みを継続しつつ、第三者委員会の提言を踏まえた追加的・発展的な改善措置を体系的に推進するために、図1のように改善・再発防止策を8つの項目と19の施策に整理した。

図1. 第三者委員会での提案事項と本計画における19の施策				
課題領域	第三者委員会の提言		8つの項目に整理	19の施策
創業者一族・特定個人への権限集中、監督機能の低下	監督責任の明確化と権限の集中の防止に向けた取組み	→	1.権限の一極集中防止	①主要役職に係る兼任制限 ②決裁過程におけるチェック機能の強化 ③組織体制の改善(業務の属人化の防止)
決裁手続の不備 不透明な調達・会計処理	業務執行に対する理事会等による監督体制の充実及び実行化	→	2.理事会の審議能力強化と監督体制の充実	④上程前の検討やチェック体制の強化 ⑤理事会運営の透明性と実効性の強化 ⑥理事の選任基準の明確化及び選任プロセスの透明化 ⑦理事会等に対する適時・適切な情報開示 ⑧理事会の実効性の評価
役員の監督責任				⑨十分な情報提供体制の整備
監督・監査機能の脆弱性	監事による監査業務の充実化	→	3.監事と内部監査室による監査の充実化	⑩リスクアプローチに基づく監査計画の策定と段階的实施 ⑪常勤監事に代わる内部監査室による補完体制の構築
	内部監査室の機能の充実		4.評議員による監督機能の充実	⑫評議員会による監督機能の充実
	評議員による監督	→		⑬役員の意識改革 ⑭教職員の意識改革 ⑮コンプライアンス意識調査の実施
閉鎖的組織風土・慣習	コンプライアンス意識の醸成	→	5.コンプライアンス意識の醸成	⑯教職員の心理的安全性の向上
	労働施策総合推進法に基づく措置義務の実践	→	6.教職員の心理的安全性の向上	⑰ホームページを通じた適時の情報発信 ⑱法人内への説明会の開催
	学内外に対する情報発信力の強化	→	7.学内外に対する情報発信力の強化	⑲内部通報制度の実効化
	内部通報制度の実効化	→	8.内部通報制度の実効化	今後の計画と対応
収益事業の対応	(第8 おわりに)	→	収益事業に関する計画	

19の施策は、令和8年度中に構築し、令和9年度で安定運用、令和10年度以降で定着させる計画である（図2）。令和8年度は「構築期」と位置付け、内部統制機能の強化及び再発防止に必要な体制・規程・人員の整備を完了させる。令和9年度は「検証期」と位置付け、構築した体制の実効性を評価するとともに、運用上の課題を洗い出し、必要な改善を加える。令和10年度以降は「定着期」と位置付け、PDCAサイクルを恒常的な仕組みとして確立し、外部からの指摘を待つことなく自律的にガバナンスを維持・向上させる体制へと移行する。本計画は、単なる規程整備に留まらず、計画遂行状況をモニタリングしながら、透明性・公正性・説明責任を基軸とした学校法人運営への真の転換を目指すものである。

図2. 本法人 再生に向けたロードマップ

課題領域	発覚・初期対応 令和7年9月～	構築期 令和8年度	検証期 令和9年度	定着期 令和10年度以降
創立者一族・特定個人への権限集中、監督機能の低下	組織改編 役職・理事会等規程改正（一部完了） 人事・給与・労務の見直し	規程整備の完了 理事会機能の強化と運用 監督機能の強化	権限分散の実効性検証 継続改善	組織的PDCAの定着 継続改善
決裁手続の不備 不透明な調達・会計処理	決裁規程改正（一部完了） 調達規程の検討開始 起案・稟議の運用改正	規程整備の完了 運用の開始 電子化とシステム導入の検討	内部監査による決裁手続・ 調達手続の適正性検証 継続改善	適正な決裁・調達体制の 維持 新規システムによる運用
監督・監査機能の脆弱性	内部調査の実施 内部監査体制の構築準備	規程整備の完了 内部監査室の整備と運用 監査計画の立案	三様監査の実効性検証 継続改善	監査体制の恒常化 組織的PDCAの定着
閉鎖的組織風土・慣習	支配的業務の廃止 説明会の実施 HPでの情報発信	コンプライアンス意識の醸成 ハラスメント防止対策の構築 情報発信	コンプライアンス意識調査 ハラスメント防止対策の推進 情報発信の継続	心理的安全性の確保 透明性確保の恒常化
役員の監督責任	副理事長の懲戒解雇 理事長交代 学長交代	専門家と対応を検討 今後の計画の立案	計画に合わせて対応	一部対応の完了
収益事業の対応	内部調査の実施 現事業への対応	規程整備の完了 内部での検討機能の強化 現事業への対応	検討機能の検証 継続対応および改善	一部事業の撤退 収益事業の適正化

第2章 改善・再発防止計画の基本方針

本法人は、今回の不正事案を厳粛かつ重大に受け止め、二度と同様の事案を発生させないとの強い決意の下、不断のガバナンス改革を推進する。また、学校法人としての公共性及び社会的責任を深く自覚し、透明性、公正性及び説明責任を重視した法人運営を徹底するとともに、健全な教育と研究環境の維持・向上に全力を尽くすために、次の基本方針に基づき、改善・再発防止計画に取り組んでいく。

【改善・再発防止計画の基本方針】

創業者一族・特定個人への権限集中の防止と監督機能の実質化

- ・権限集中を制度として防止するとともに、権限を分散させる組織体制を構築する。
- ・さらに理事会・評議員会による実効的な監督体制を確立する。

決裁手続・調達及び会計処理の適正化

- ・決裁過程の透明化、調達の競争性及び適正性の確保、恣意的な業者選定・契約金額の操作・不当な資金還流の再発を防止する。

監督・監査機能の実質的な強化

- ・監事と内部監査室の連携体制を構築し、三様監査体制の確立を通じて、今般の不正事案において実質的に機能しなかった監査機能を抜本的に立て直す。

閉鎖的組織風土・慣習の抜本的な変革

- ・役員・教職員に対するコンプライアンス意識を醸成しつつ、ハラスメント防止体制の整備や内部通報制度の実効化、学内外への情報発信の強化をはかり、閉鎖的な組織風土・慣習を根本から変革し、心理的安全性の高い職場環境を実現する。

役員の監督責任への対応

- ・第三者委員会の調査報告書における監督責任の指摘を厳粛に受け止め、主要役職者の刷新（令和7年度実施済み）に加え、当時の理事・評議員・監事の監督責任への対応方針を弁護士らとともに継続的に検討する。

収益事業に係る改善と再発防止

- ・収益事業の事前審査体制の整備・期中の対応方法を含めた現行収益事業の適正性の再精査、被害回復に向けた対応を通じて、本学における収益事業の適正化及び不正の再発を防止する。

本法人は、役員と教職員が一丸となって信頼回復に取り組み、これらを全て実現し、社会から信頼される学校法人として再生を果たすことを、ここに表明する。なお、本計画の策定及び推進にあたっては、外部有識者の知見を活用する観点から、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による助言及び支援を受けている。

第3章 改善・再発防止の施策と実施スケジュール

以下、第三者委員会の提言を踏まえた19の施策について、その内容及び実施スケジュールを示す。

1. 権限一極集中の防止

(1) 主要役職に係る兼任制限（施策項目①）

「意思決定」、「業務執行」及び「監督・監査」の各機能に係る独立性及び相互牽制機能を確保するため、主要役職に係る兼任制限を明確化する。これにより、特定個人への権限集中を防止するとともに、権限と責任の明確化、内部統制機能の強化及び実効性ある監督・監査体制の構築を図る。

実施スケジュール：令和8年度に関係規程を整備し、主要役職に係る兼任制限を導入する。令和9年度には、制度の運用状況を検証し、必要な改善を行う。令和10年度以降は、継続的なモニタリング及び見直しを実施し、権限集中を防止する体制の定着を図る。

(2) 決裁過程におけるチェック機能の強化（施策項目②）

関係規程の改正を行い、決裁過程におけるチェック機能を強化する。加えて、内部監査室による決裁過程及び専決運用状況の定期的な検証体制を整備する。これにより、特定個人への権限集中を防止するとともに、意思決定過程の透明性向上、相互牽制機能及び内部統制機能の強化並びに不適切な契約、支出及び文書管理の未然防止を図る。

実施スケジュール：令和8年度中に関係規程の改正及び新たな規程での決裁手続の運用を開始するとともに、電子決裁システム導入に向けた検討を進める。令和9年度は、内部監査室による運用状況の検証を実施し、その結果を踏まえた改善を行う。令和10年度以降は、内部監査及び理事会への報告を通じて継続的なモニタリングを行い、適正な決裁体制の定着を図る。

(3) 組織体制の改善（業務の属人化の防止）（施策項目③）

雇用契約の適正化及び職員体制の強化を図るため、中長期的な人事計画・人材育成及び配置方針を組織的に審議する仕組みを整備し、複数者による協議及び審査を経る体制へ改める。これらの仕組みにより、特定個人への依存を防止し、内部統制機能の強化、業務継続性の確保及び実効性ある組織運営の推進を図る。

実施スケジュール：令和8年度に関係規程及び組織体制を整備し、令和9年度から人事計画に基づく運用を開始する。令和10年度以降は、継続的な検証と改善を行い、特定個人に依存しない組織運営を定着させる。

2. 理事会の審議能力強化と監督体制の充実

(1) 上程前の検討やチェック体制の強化（施策項目④）

収益事業の新規開始・拡大・廃止に係る事前審査および期中の運用状況のモニタリングに関する仕組みを定め、収益事業に係る事前審査体制を整備する。必要に応じ、外部有識者や専門家の関与とその手続き・審査基準・審査結果の理事会等への報告義務を整備する。

また、収益事業及び施設改修工事等における不透明な業者選定及び契約金額の恣意的決定を防止し、全ての調達において透明性・競争性・適正性を確保するとともに、理事会において、事業性、財務影響、リスク及び契約内容の妥当性について実質的な審議が可能となる体制を整備する。

実施スケジュール：令和 8 年度に関係規程及び事前審査体制を整備し、会計の電子化及び電子システム導入を検討開始する。令和 9 年度に運用状況の検証及び改善を実施し、令和 10 年度以降は継続的なモニタリングを通じて、透明性及び競争性を確保した収益事業及び調達体制を定着させる。

(2) 理事会運営の透明性と実効性の強化（施策項目⑤）

従来の追認型・事後承認型の理事会運営を改め、理事会が充実した審議に基づく法人業務執行を行える体制並びに業務執行の監督機能を発揮できる体制へと転換する。

実施スケジュール：令和 8 年度に関係規程を整備し、新たな理事会運営を開始する。令和 9 年度には運営状況の検証及び改善を行い、令和 10 年度以降は継続的な点検及び見直しを通じて、実効性の高い理事会運営を定着させる。

(3) 理事の選任基準の明確化及び選任プロセスの透明化（施策項目⑥）

役員選任の透明性及び客観性を確保し、多様な知見を有する役員体制を構築する。

実施スケジュール：令和 8 年度に関係規程を整備し、理事の選任基準及び選任プロセスを明確化する。令和 9 年度以降は、新たな基準及びプロセスに基づく役員選任を実施するとともに、運用状況の検証及び改善を行い、透明性及び客観性を備えた役員選任制度を定着させる。

(4) 理事会に対する適時・適切な情報開示（施策項目⑦）

理事会審議の実効性を高めるとともに、外部理事が法人運営の実態を継続的に把握し実効的な監督機能を発揮できる環境を整備する。

実施スケジュール：令和 8 年度に関係規程を整備するとともに、理事懇話会等を活用した情報共有体制を構築する。令和 9 年度以降は、理事会への情報提供の充実及び運用状況の検証を行い、適時・適切な情報開示体制を定着させる。

(5) 理事会の実効性の評価（施策項目⑧）

理事会のガバナンス機能を継続的に点検・改善する PDCA サイクルを制度として定着させ、形骸化の防止及び実効性の継続的向上を図る。

実施スケジュール：令和 8 年度末に理事会の実効性評価を実施し、令和 9 年度以降は、評価を踏まえた運営改善及び継続的な実効性評価を実施し、理事会のガバナンス機能の向上を図る。

3. 監事と内部監査室による監査の充実化

(1) 十分な情報提供体制の整備（施策項目⑨）

従来の情報遮断に起因する監査機能の形骸化を是正し、監事が実態に即した監査判断を行える基盤を整備する。

実施スケジュール：令和 8 年度に監事への情報提供体制及び監査体制を整備する。令和 9 年度には運用状況の検証及び改善を実施し、令和 10 年度以降は、監事が適切に監査機能を発揮できる環境を継続的に維持・強化する。

(2) リスクアプローチに基づく監査計画の策定と段階的实施（施策項目⑩）

監事監査、会計監査及び内部監査による三様監査の連携体制を構築・整備し、監査機能全体の実効性向上を図る。不正事案のあった領域を優先した監査実施計画を策定し、監査を実施する。

実施スケジュール：令和8年度にリスクアプローチに基づく監査計画を策定し、監査体制の整備及び運用を開始する。令和9年度には、監査結果を踏まえた改善を行うとともに、本格的な年次監査サイクルを実施する。令和10年度以降は、継続的なリスク評価及び監査を実施し、実効性の高い監査体制を定着させる。

(3) 常勤監事に代わる内部監査室による補完体制の構築（施策項目⑪）

監事機能の実質化のために、内部監査室に室長及び専任職員を配置し、非常勤監事との緊密な連携のもとで常勤監事に準じた監査機能を実現する補完体制を構築する。

実施スケジュール：令和8年度に内部監査室を整備し、三様監査体制及び内部通報制度の運用を開始する。令和9年度には、三様監査体制の運用状況を検証し、必要な改善を行う。令和10年度以降は、継続的な点検及び見直しを通じて、実効性の高い監査体制を定着させる。

4. 評議員会による監督機能の充実（施策項目⑫）

評議員会が法人業務執行に対する実質的な監督機能を発揮し、特定個人への権限集中の再発を抑止する多層的なガバナンス体制を実現する。

実施スケジュール：令和8年度に評議員会の運営体制を整備するとともに、評議員への情報提供及び研修を開始する。令和9年度には、運用状況を検証し、必要な改善を行う。令和10年度以降は、継続的な情報提供、理事会との意見交換及び研修を実施し、評議員会の監督機能の充実を図る。

5. コンプライアンス意識の醸成

規程を改正し、推進・管理体制を整備するとともに法人としての基本方針を決定・周知する。

(1) 役員の意識改革（施策項目⑬）

役員に対し、Board Development（BD：役員研修）を定期的実施し、私学法上の善管注意義務・監督責任・不正防止及び法人ガバナンスに対する理解の向上を図る。

実施スケジュール：令和8年度にBDを実施するとともに、継続的な研修実施体制を整備する。令和9年度以降は、研修内容の見直し及び改善を継続的に行いながら、毎年度BDを実施し、役員のガバナンス意識及び監督責任に対する理解の向上を図る。

(2) 教職員の意識改革（施策項目⑭）

研修企画係で計画的な研修体系を整備するとともに、Staff Development（SD：教職員研修）を継続的に実施する。研修では各種法令・学内規程の周知に加え、担当業務の意義・役割・責任及び不正を発見した際の対応行動について具体的に学ぶ機会を設ける。

実施スケジュール：令和8年度にSDを実施するとともに、計画的な研修体系を整備する。令和9年度以降は、研修内容の見直し及び改善を継続的に行いながら、コンプライアンス意識の向上及び健全な組織文化の醸成を図る。

(3) コンプライアンス意識調査の実施（施策項目⑮）

研修効果を客観的に把握し組織への定着を促すため、コンプライアンス意識調査を年 1 回実施する。調査結果を分析し、次年度の研修計画及び組織風土改善施策に反映させる。

実施スケジュール：令和 8 年度にコンプライアンス意識調査を実施し、その結果を踏まえた計画を策定する。令和 9 年度以降は、定期的に調査を実施し、その分析結果を研修計画及び組織風土改善施策に反映することで、継続的な改善を図る。

6. 教職員の心理的安全性の向上（施策項目⑯）

関連規程を整備するとともに、ハラスメント防止体制の充実及び相談しやすい職場環境の整備を進める。あわせて、ハラスメント防止研修を実施し、特に管理職層を対象とした実践的な研修を優先して行うことで、教職員が安心して働き、意見や相談を行うことのできる職場環境の実現を図る。

実施スケジュール：令和 8 年度に関係規程の整備及び研修を実施し、ハラスメント防止体制を構築する。令和 9 年度には、運用状況を検証し、必要な改善を行う。令和 10 年度以降は、継続的な研修及びモニタリングを実施し、安心して働くことのできる職場環境の定着を図る。

7. 学内外に対する情報発信力の強化

(1) ホームページを通じた適時の情報発信（施策項目⑰）

ガバナンス改善に係る取組み状況及び本改善・再発防止計画の進捗について、ホームページ等を通じて適時適切な情報発信を行うことで、法人運営の透明性向上及び関係者からの信頼回復を図る。

実施スケジュール：令和 8 年度にホームページ等を通じた情報発信を開始し、改善・再発防止計画の進捗状況及び年度総括を公表する。令和 9 年度以降は、継続的な情報発信及び内容の充実を図り、法人運営の透明性向上及び関係者との信頼関係の構築に努める。

(2) 法人内への説明会の開催（施策項目⑱）

継続的に改善計画に関する説明会を設け、教職員と状況共有できる環境を整え、法人全体で再発防止に取り組む組織風土の醸成を図る。

実施スケジュール：令和 8 年度に改善計画に関する説明会を開催し、教職員との情報共有を開始する。令和 9 年度以降は、状況に応じた説明会を継続的に実施し、閉鎖的な組織風土の改善を図る。

8. 内部通報制度の実効化（施策項目⑲）

関連規程を整備し、安心して通報・相談できる環境を整備するとともに、経営陣による継続的な情報発信を通じて、内部通報制度の実効性向上及び組織の自浄機能の強化を図る。

実施スケジュール：令和 8 年度に関係規程を整備し、内部通報制度の運用を開始する。令和 9 年度には、制度の運用状況を検証し、必要な改善を行う。令和 10 年度以降は、継続的な点検及び見直しを実施し、不正行為の早期発見・是正及び組織の自浄機能を支える制度として定着を図る。

第4章 前理事長及び理事・監事・評議員の管理・監督責任への対応

不正取引が行われた当時の理事・監事・評議員等に対する管理・監督責任の追及、損害賠償の請求など、今後の対応については、以下の実施計画とする。

なお、前副理事長は、不正行為が刑事事件化されており、本法人は被害者としての刑事訴訟、民事での損害賠償請求に加えて、内部統制構築の義務違反なども追及していく。

1. 基本方針

(1) 説明責任の徹底

学校法人としての公益性に鑑み、関係者の責任を曖昧にしない

内外のステークホルダー及び広く社会に対する透明性の確保

(2) 損害回復の最大化

法的手段を含めた合理的範囲での損害賠償請求を実施

回収の可能性・費用対効果を踏まえた判断基準

(3) 統治責任の明確化

善管注意義務違反及び監督義務違反の有無を個別具体的に検証

(4) 萎縮効果の回避

過度な責任追及により今後の理事・監事的意思決定が萎縮しないように配慮

2. 今後の計画

今後の対応については、高度な法的判断を要するため、弁護士事務所に依頼した。現在、弁護士らとの協議に基づき、役員に対する責任追及作業は、前副理事長に対する背任被告事件の公判の進行及び第三者委員会における調査の対象案件以外の不正案件の解明作業の進捗状況等を勘案し、責任追及の対象者を選定と請求金額を確定させた上、対象者（前副理事長を除く。）との任意の協議から開始すること（ただし、対象者の対応に鑑み当初から法的手続に至る可能性は否定されない。）を検討している。

第5章 収益事業に関する計画

本法人は、収益事業に係る意思決定及び業務執行過程において、内部統制及び監督機能が十分に機能していなかったことを重く受け止め、収益事業に関する管理運営体制を抜本的に見直す。

特に、上述の改善項目実施により、特定個人への権限集中、事前審査体制の不備、専門的人材の不足、審議資料及び情報の不十分さ等を重要な課題と認識し、透明性、公正性及び説明責任を重視した運営体制への転換を図る。

そのために、収益事業の新規開始・拡大・廃止に係る事前審査および期中の運用状況のモニタリングに関する制度や、必要に応じた外部有識者や専門家の関与とその手続き・審査基準・審査結果の理事会等へ報告するなど、収益事業に係る事前審査体制を整備する。

加えて、太陽光発電設備事業については、内部に十分な専門的知見がなかったことが不適切な意思決定を招いた一因であったことを踏まえ、撤退等の手続きに係る専門的業務については、外部専門業者の助言や支援を受けることを検討する。

第6章 総括

本法人は、令和7年9月の不正事案発覚を契機として、令和8年度から令和10年度以降にわたるロードマップに基づきガバナンスの抜本的な立て直しを断行する。

令和8年度（構築期）においては、第三者委員会の提言を全面的に受け入れ、内部統制機能の強化及び再発防止に必要な体制・規程・人員の整備を完了させる。兼任制限・決裁チェック体制・収益事業の事前審査・理事会運営の透明化・監査体制の構築・コンプライアンス研修の実施等、第三者委員会の提言された事項と収益事業の問題解決を着実に実施し、ガバナンス改革の制度的基盤を確立する。

令和9年度（検証期）においては、令和8年度に構築した制度の実効性を内部監査室・三様監査・理事会実効性評価・コンプライアンス意識調査等の複数の手段により多角的に検証する。制度と実態の乖離を把握・是正することを最重要の課題として位置付け、検証の結果いかんによっては計画の修正も厭わず実効性ある改善を優先する姿勢を堅持する。令和8年度を基準年として設定した各種指標の改善状況を定量的に測定し、改革の進捗を客観的に示す。

令和10年度以降（定着期）においては、構築・検証したPDCAサイクルを法人運営の恒常的な仕組みとして確立し、外部からの指摘を待つことなく自律的にガバナンスを維持・向上させる体制への完全移行を実現する。内部監査室・コンプライアンス推進委員会・三様監査体制が有機的に連携し、問題の早期発見・是正・再発防止のサイクルが自律的に回り続ける状態の確立をもって、本計画の完遂とみなす。

本法人は、本事案が在校生・保護者・卒業生・地域社会・関係機関に対して多大な不安と不信をもたらしたことを深く反省するとともに、創立以来110年にわたり本法人が培ってきた教育・研究・地域貢献における活動の使命を果たし続けるためには、信頼されるガバナンス体制の確立が不可欠であるとの認識を全役職員が共有する。透明性・公正性・説明責任を基軸とした学校法人運営への真の転換を実現し、本法人の設置するすべての教育機関が「建学の精神」を具現化する場としての役割を果たし続けることができるよう、本計画を誠実かつ着実に推進する。

以 上